

資料 4-2

## 参 考 资 料 (1)

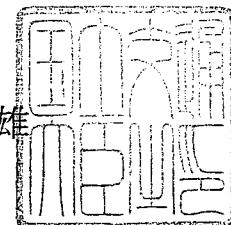
平成18年1月  
国 土 交 通 省



国都総第1186号  
平成17年6月30日

社会资本整備審議会  
会長 森下洋一 殿

国土交通大臣  
北側 一雄



諮詢問

下記の事項について、御意見を承りたい。

記

新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。

以上

## 諮詢事項

新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。

## 諮詢の趣旨

「国際化、情報化、高齢化、人口減少等21世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか」について、平成15年12月24日付で社会資本整備審議会より答申が示され、「都市再生ビジョン」が策定されたところである。同ビジョンにおいては、政策の基本的な方向として、①環境と共生した持続可能（サステイナブル）な都市の構築、②国際競争力の高い世界都市・個性と活力あふれる地方都市の再生、③「良好な景観・緑」と「地域文化」に恵まれた『都市美空間』の創造、④安全・安心な都市の構築、⑤都市の将来像に向けた官民協働による都市の総合マネジメントの5項目を掲げるとともに、今後のまちづくりを巡る課題とその対応として、10のアクションプランを示している。

その後、これらの課題については、平成16年の都市再生特別措置法等の一部改正による「まちづくり交付金」の創設、同年の「景観緑三法」の制定、本年の都市再生特別措置法等の一部改正等により、順次制度的な対応が図られてきたところであるが、残された課題のうち以下の5点については、都市計画の基本的なあり方に係る課題として、その具体的な制度化に向けて検討を行う必要がある。

- ① 人口減少等に対応した新たな都市計画制度の基本的枠組み
- ② 中心市街地の再生を図るための、広域的な都市機能の規制誘導施策及び中心市街地への都市機能の集積誘導施策
- ③ 持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策
- ④ 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策
- ⑤ 歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方

(平成17年6月30日諮詢趣旨)

① 人口減少等に対応した新たな都市計画制度の基本的枠組みについて

2006年をピークとして我が国の人囗が減少局面に突入することが予想され、また、より一層少子高齢化が進行していく中で、現在の、人囗増加に伴う都市の成長を前提とした、原則開発許容型の都市計画制度の矛盾が顕在化しつつあり、その根本的な見直しが求められている。すなわち、人口減少を伴いつつ空洞化が進む「市街地縮小の時代」において、限られた財政的・人的資源の下、質の高い都市サービスを効率的に提供していくためには、現在の拡散型の都市構造に歯止めをかけ、コンパクトで縁とオープンスペースの豊かな都市構造を実現する必要があり、そのための新しい都市計画制度を早期に構築することが求められている。

このため、「人口減少等に対応した新たな都市計画制度の基本的枠組み」について、住民参加の充実の観点や地方分権の視点等も含めて広範に検討を行う必要がある。

② 中心市街地の再生を図るための、広域的な都市機能の規制誘導施策及び中心市街地への都市機能の集積誘導施策について

現行の都市計画制度の課題が最も先鋭にあらわれているのは、中心市街地の衰退の問題である。現在、全国の地方都市において、居住人口の郊外化、行政・医療・福祉等の都市機能の拡散、大規模商業施設の郊外立地等を要因として、中心市街地の衰退は極めて深刻な状況であり、その再生を図るための都市計画制度の見直しが喫緊の課題となっている。

このため、「中心市街地の再生を図るための、広域的な都市機能の規制誘導施策及び中心市街地への都市機能の集積誘導施策」について早急に検討を行う必要がある。

### ③ 持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策について

前述のような「市街地縮小の時代」における街路、都市公園、下水道などの「都市・生活インフラ」については、環境保全上の制約、財政的な制約等が高まる中で、「持続可能な都市を構築する」ための適切な整備、管理のあり方が問われている。

一方、社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会においては、基本問題小委員会が設置され、現行の社会資本整備重点計画を平成20年度を初年度とする次期重点計画に移行するための検討が開始されたところであり、人口減少社会・少子高齢社会への対応、地球温暖化等環境課題への対応といった、各事業が横断的に対応すべき重点分野が示されているところである。

このため、都市計画部会において、同小委員会の検討状況を踏まえ、「持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策」について、検討を行う必要がある。

### ④ 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策について

近年、災害が多発する傾向にあり、特に昨年度は、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震等の大地震が相次いで発生したほか、10個もの台風の上陸による風水害など記録的な災害が多発し、また東海地震等に加え首都直下地震の被害想定が公表され、あらためて、密集市街地における防災性の向上、都市の浸水対策等災害に強いまちづくりが求められている。

また、治安という点でも、近年、昭和期と比較して犯罪発生が倍増する一方、検挙率は低下傾向にあり、犯罪に強いまちづくりについて国民の関心が高まっている。

このため、「安全で安心して暮らせるまちづくりのあり方」についてハード、ソフトの両面から検討を行う必要がある。

## ⑤ 歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方について

本年6月1日より全面施行した景観法の制定を契機として、良好な景観形成に対する地域の取り組みが本格化する中で、地域固有の資源である歴史的な風土の活用が求められている。

この点については、別途、平成15年4月14日に「大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。」との諮問がなされ、今後、「古都保存行政の理念の全国展開」について、歴史的風土部会において小委員会を設置し、議論を行うこととされている。

このため、都市計画部会においては、歴史的風土部会による検討の進捗状況を踏まえ、「歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方」について、都市計画制度のあり方の観点から検討を行う必要がある。